

平成30年度市民税・県民税

申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先 税務課市民税係(☎内線153・154・170)

申告する必要がある人は 忘れずに申告しましょう

市では、2月2日(金)から3月15日(木)までの期間、平成30年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

受付日程は下表のとおりです。申告する必要がある人は、3月15日(木)までに申告してください。

平成30年1月1日現在、本市に住居登録している18歳以上の人で、前年度、市で市民

税・県民税の申告をした人(確定申告をした人を除く)については、1月22日発行の「広報大船渡」と併せて、「市民税・県民税申告書」を送付する予定ですが、申告書が送付されていない人も、左囲みの【申告する必要がある人】に該当する人は申告をしてください。

※「市民税・県民税申告書」と併せて配布する「附表」申告の手びき」は、市役所本

庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

※申告書などの送付を希望す



【申告する必要がある人】

- ①平成30年1月1日現在で、本市に住居があり、平成29年1月1日～12月31日の1年間に営業(漁業を含む)・農業・不動産・利子・配当・雑・一時・山林・譲渡などの所得があった人
 - ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整をしていない人
 - ③所得控除などの追加・変更がある人
- ※給与以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税申告は必要です。

【申告しなくてもよい人】

- ①所得税の確定申告(還付申告を含む)をした人
- ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整を済ませた人で、その勤務先のほかに所得がない人や、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
- ③収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人

収入がなくても 申告が必要な場合

申告が必要な場合

平成29年中に収入がない場合でも、市民税・県民税申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、保育料の算定などに影響したりすることがあります。また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要ですので、対象となる人は申告書を出してください。

▽提出方法

- ①申告受付相談会場(8ページのとおり)での提出
 - ②市役所窓口での提出
- 本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所市民税係、綾里・吉浜地域振興出張所

で

③郵送での提出

本庁税務課市民税係まで
▽提出期限 3月15日(木)

住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ

控除の適用を受ける場合には、必ず申告期限の3月15日(木)までに申告してください。申告しない場合、市民税・県民税の住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除が適用されませんのでご注意ください。

相談会場に次のものを 忘れずに持参してください

- ①給与や公的年金などの収入がある人 給与や公的年金などの源泉徴収票
- ②事業、不動産、農業、漁業などの収入がある人 収入経費が分かる明細書や領収書などの資料
- ③震災による繰越損失がある人 平成29年度分(平成28年分)申告書または更正通知書などの控え
- ④各種控除の適用を受ける人 生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
- ⑤印鑑(ゴム印は不可)
- ⑥通帳など口座番号が確認できる資料

る人は市役所本庁税務課までご連絡ください。

公的年金などの 受給者の皆さんへ

公的年金の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、

所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。

※所得税が源泉徴収され、医療費控除や損失の繰越控除などの各種控除を適用し、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

平成30年度市民税・県民税申告受付相談日程表

■臨時会場：2月2日(金)～15日(木)

期 日	会 場	時 間
2月2日(金)	吉浜地区拠点センター	午前9時30分～午後4時
2月5日(月)	立根生活改善センター	
2月6日(火)	ふるさとセンター(末崎町)	
2月7日(水)	ふるさとセンター(末崎町)	
2月8日(木)	三陸公民館	
2月9日(金)	三陸公民館	
2月13日(火)	綾姫ホール	
2月14日(水)	綾姫ホール	
2月15日(木)	日頃市地区公民館	

■本会場：2月19日(月)～3月15日(木)

期 日	会 場	時 間
2月19日(月)～22日(木)	市役所本庁地階大会議室	午前9時～午後4時
2月23日(金)		午前9時～午後6時30分
2月26日(月)～3月1日(木)		午前9時～午後4時
3月2日(金)		午前9時～午後6時30分
3月4日(日)		午前9時～午後4時
3月5日(月)～8日(木)		午前9時～午後4時
3月9日(金)		午前9時～午後6時30分
3月11日(日)		午前9時～午後4時
3月12日(月)～15日(木)		午前9時～午後4時

※住んでいる地域に関わらず、どの会場でも申告できます。

医療費控除の適用を受ける人へ

その年の1月1日から12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額を、所得から控除できます。

■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

平成29年1月1日以後に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が、特定一般用医薬品などを購入し、その年中に健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診など)を行っているときは、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち、12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)の所得控除を受けることができます。

※この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用は受けられません。
※この税制を利用するためには、その人が、その年中に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行い、申告書の提出の際に、当該取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付または提示する必要があります。

■医療費控除の添付資料が変わります

医療費控除の適用を受ける場合には、従来、医療費の領収書を申告書提出の際に添付または提示しなければならなかったとされていましたが、平成29年分以降の申告において、医療費控除の適用を受ける場合には、医療費の領収書の添付または提示に代えて、「医療費控除の明細書」を添付しなければならなくなりました。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付する必要があります。
※平成31年分までの申告については、医療費・医薬品等購入費の領収書の添付または提示によることもできます。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

申告に必要な 資料などを発行します

市では、申告の際に必要な資料(国民健康保険税の領収書など)を紛失した人に次の資料を発行します。

【発行できる資料】

・平成29年分の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付額のお知らせ」

※ただし、普通徴収で市に納付した分に限りません。

▽手数料 無料

▽申請/発行場所

市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所